#### 特集論文

### 英国地域再生と社会的企業

----労働党政権期における挑戦とその意義-----

#### 八木橋 慶一

近畿医療福祉大学

#### ● 要約 ●

本論は、社会的企業が地域再生に果たす役割を前労働党政権下の英国の事例から明らかにしたものである。英国を取り上げる理由は、政府が社会的企業の育成を明確に打ち出し、また地域再生事業を国家戦略として重点に取り組んでいたからである。この英国の経験から、わが国はどのような示唆を得ることができるのかも明らかにした。

本論では、社会的企業と地域再生の密接不可分な関係性を明らかにし、社会的企業の主たる役割が地域再生、とりわけ貧困地域における雇用創出にある点を考察した。また英国の地域再生事業では、「コミュニティのためのニューディール(NDC)」を代表的な事例として取り上げた。労働党政権下での地域再生事業は、「参加」と「効率」という2つの政策目的を持ってスタートしたが、政権中期以降は「効率」に傾斜するようになり、その時期に社会的企業育成策が本格化した点を指摘し、その政策的含意についても考察した。

● Key words:社会的企業,地域再生,雇用,英国労働党,コミュニティのためのニューディール (NDC)

人間福祉学研究, 4(1):29-42, 2011

#### 1. はじめに

2000年代以降,「社会的企業」の存在が注目されている。わが国でも多くの論者が紹介し、研究を行っている。社会的企業の定義は論者によってさまざまだが、最大公約数的に「営利を目的とせずに社会的な課題にビジネスの手法を用いて取り組む事業体」と捉える見解に特に異論はないと考える(塚本、2008:10)、従来、社会問題の解決の主たる担い手と考えられてきた行政が財政上の問題などを理由に消極的になる一方、営利を目的とする民間企業にとって社会問題の解決を事業体の中心に据えることは本来的に難しい、社会的企業は、この間隙を埋めるように台頭してきた存在と

される.

とはいえ、この「社会的企業」という存在は、ヨーロッパ各国とアメリカで独特の違いがあり、 具体的な事例に触れる場合は、どの立場の定義を 利用するのか、どの国を紹介するのか、これらを 明らかにして論じる必要がある。この点につい て、本論ではヨーロッパで中心的な解釈を、そし て英国を取り上げることとする。その理由は、社 会的企業の研究や育成に関する施策において、英 国に豊富な事例があるからである。

その英国において、社会的企業と密接不可分な 関係にある言葉が「地域再生」である。事実、社 会的企業側も自らの活動が地域コミュニティの社 会経済的な再生に重要な役割を占めていると認識 している(Peattie and Morley, 2008: 40-41).本論は、この関係が単なるレトリックではないことを英国の現状から確認する。またわが国においても、この関係について、地域コミュニティの再生や地域における雇用創出に社会的企業の活力を生かそうという研究はある(たとえば、坂本, 2010).しかし、「地域再生」については、英国の定義と微妙な差異を含んでいる。したがって、この差異を踏まえた上で、英国の社会的企業と地域再生の関係性ならびに実際の施策から、わが国ではどのような示唆を得ることができるのか、この点を解明することが本論の目的である」.

本論の構成だが、次章ではまず社会的企業の定義、英国における実際と政府による育成策について触れる。そして英国における地域再生の定義、社会的企業との関係性を明らかにする。3章では、社会的企業の主たる活動領域である「地域再生」について、英国政府の最終報告書から地域再生事業そのものを検討することとする。これを踏まえた上で、社会的企業の役割と両者の関係性を評価する。なお、取り上げる事業の中心は、前労働党政権の第1期(1997-2001)に導入された地域再生事業の「コミュニティのためのニューディール(New Deal for Communities, NDC)」である。4章では、地域における社会的企業の中間支援組織の活動を紹介することとする。

#### 2. 社会的企業と地域再生一なぜ結びつくのか

本章では、「社会的企業」と「地域再生」の定義について、本論の立場を明らかにする。次に英国の実態から、なぜ両者が結びつく必要があるのか、またその関係がなぜ重要なのかも明確にする。

#### 2.1. 社会的企業

まず「社会的企業」であるが、わが国においても定義そのものに関する先行研究はすでに複数存在しており(たとえば、橋本、2009;藤井、2010)、ここでは本論における立場を明らかにするものに

とどめる. そこで、次の2点から本論における定義を簡潔に整理しておきたい. ①社会的企業と同様に社会問題に取り組む他のセクターとの境界線、②ヨーロッパとアメリカにおける社会的企業の解釈の異同. である.

1点目については、従前から存在する NPO (非 営利組織)と協同組合との区別. あるいは「協同 組合・共済組合・アソシエーションの経済活動を 抱合する概念」(大沢, 2011, p. 1) とされる 社会的経済もしくはサードセクターとの関係性 が問題となる. これについては、ドゥフルニと ニッセンが指摘した「各サードセクターが持つ特 徴的な構成要素を架橋する|概念(Defourny and Nyssens, 2006: 7) という定義に従うこととする. つまり、NPO と協同組合の両者の活動領域の重 複箇所に存在するものが社会的企業ということに なる. 同様に、社会的企業はサードセクターの新 たな下位区分として捉えられるものであり、サー ドセクターと概念的に断絶はなく. サードセク ター内部の新たな駆動力である, という彼らの認 識にも従うこととする (Defourny and Nyssens, 2006:9).

2点目について、結論を先取りするならば、英国を対象とする本論ではヨーロッパの解釈に従うことになる。OECD (2010:14-15) は、アメリカでは「自らの社会的ミッションの資金面での裏付けとなる「稼得所得戦略」を発展させている非営利組織」、つまりビジネス的感覚を重視する組織としている。これに対してヨーロッパでは、社会的企業をビジネスにおける「もう1つのやり方」を実践する組織とし、社会的企業をサードセクターに限定して位置付けるものとしている。

ボルザガとドゥフルニ (2004:27-29) は、ヨーロッパにおける社会的企業の定義リストを次のように整理している. ①財・サービスの生産・供給の継続的活動②高度の自律性③経済的リスクの高さ④最少量の有償労働⑤コミュニティへの貢献という明確な目的⑥市民グループが設立する組織⑦資本所有に基づかない決定⑧活動によって影響を

受ける人々による参加⑨利潤分配の制限,である.本論でもこの立場ということになる.ただし、ヨーロッパも各国で歴史的、文化的背景は異なるため、サードセクターあるいは社会的企業の法的整備は一様ではない.したがって、上記の点に加えて英国での政府の定義を援用することにする.それは、「社会的企業とは、主として社会的目的を伴うビジネスのことであり、[事業で生み出された]剰余金を株主や所有者の利益最大化のために活用するよりはむしろ、主にその社会的目的のためにビジネスあるいはコミュニティにおいて再投資する」事業体というものである(Cabinet Office, 2006: 10).

もちろん、上記の英国政府の定義がさらに曖昧なものであり、ヨーロッパとアメリカの折衷的な側面があることは否定できない(Ridley-Duff and Bull、2011:63-64)。また、活動領域や形態において多様な事業体をすべて「社会的企業」と定義することには、一定の危険性はある(橋本、2009:142-143)。実態を把握しつつ、論者の立場や取り上げるテーマから一定の制限を課して論じることが好ましい性質のものであろう。むしろ、新しい概念と考えるのであれば、理論家ではなく社会的な実践や制度によって、今後より明確に規定される可能性もあるといえる(Ridley-Duff and Bull、2011:79)。本論は英国政府の施策を検討するものであるため、この曖昧さを伴う政府定義をあえて利用することとする。

#### 2.2. 社会的企業と地域再生

次に、社会的企業と地域再生の関連であるが、まずは英国の脈絡における「地域再生」を定義しておきたい。英国では「地域再生事業は貧困地域対策」であり、単に所得のみを問題とするのではなく、前労働党政権では雇用や教育、健康、犯罪、住宅といった複数の問題を指標化して対策を立てるという分野横断的な施策の形を取っていたのである<sup>2</sup>. これは、基礎自治体が政府に補助金を申請し、貧困地域の対策に率先して取り組むタイプ

と,政府が指定した地域に地域自治の組織を形成させて直接補助金を交付するタイプにわかれる(山本,2010:10-12).

わが国で「地域再生」が語られる場合、地域経済の活性化、地域社会(コミュニティ)の再建、「まちづくり」のあり方など、経済、社会、政治、都市計画などの分野でさまざまに論じられている。学際的な色彩の強い言葉と言える。それに対して、英国ではすでに述べたように貧困地域対策が前面に出てくるものなのである。社会問題をより重視していると言えるであろう。

英国の地域再生政策は、このように貧困対策と同義ではあるが、それだけにはとどまらない。前労働党政権下では基礎自治体内の近隣地域レベルでの「地域のエンパワメントや住民の意思決定への参画」(山本、2010:14-15)を重視していた<sup>33</sup>.これは、再生事業の実施組織に住民代表を加えたことがあげられる(次章で触れる NDC が代表例)。地域の公共サービスの運営に一定の責任を持つことで、自治意識の向上と地域に対する連帯感情の回復を狙ったといえる。前労働党政権時代の英国の地域再生政策は、貧困対策とならび地域におけるガバナンス構造の刷新も狙った意欲的な事業でもあったのである。

本論は、住民自治やガバナンス論を論点として取り上げているわけではないため、この点にこれ以上触れることはない<sup>4</sup>. しかし、これらのテーマがいずれも「地域」に密接にかかわるものであることは明らかであろう。上述の英国政府による社会的企業の定義においても、「主に……コミュニティにおいて再投資する」事業体とされている。別の政府報告書においても、「地域コミュニティや地域の団体をエンパワメントし、近隣地域の再生、経済の持続的な発展に貢献」できる存在ともされている(DCLG、2009:50). 社会的企業に関するヨーロッパの研究ネットワークであるEMESの定義では、「コミュニティへの貢献という明確な目的」を持つことが社会的企業の基準の1つとされている(ボルザガ・ドゥフルニ、2004:

28). 藤井 (2010:114-117) は、EMES による社会的企業の「社会性」について、社会的排除の対象となっている人々や地域の社会的包摂が社会的目的、その社会的包摂を可能にするコミュニティの形成に必要な資源が社会関係資本、とまとめている.「地域性」をきわめて重視していることが理解できる.

#### 2.3. 社会的企業と雇用

前節で触れた「地域性」だが、社会的企業が提 供するサービスの多くは、何らかの理由で就労が 困難な人々への雇用の確保、社会サービスやコ ミュニティケアサービスといった地域性の強い サービスであると指摘される(ボルザガ・ドゥフ ルニ, 2004:472-474). 前者は上述の社会的排除 の問題と密接に絡んでおり、後者は地域住民の生 活に直結する問題である. そして. この2つの分 野が問題として表面化している時こそ. 英国の脈 絡であればまさに「地域再生」に取り組まなけれ ばならないのである. サードセクターや社会的企 業には、そもそも地域再生(あるいは地域開発) の役割が備わっているのである(ボルザガ・ドゥ フルニ, 2004:488-489; Osborn, 2008:3). これ は単なる印象ではなく、英国の場合であれば政府 も「サードセクター関連組織の大半は地方レベル に存在しており、……ほぼ90%がネイバーフッド を基盤としたコミュニティ組織」という数字を明 らかにしている (DCLG, 2007:10). 地域再生を 問題にするのであれば、彼らの存在に着目するの は必然ともいえる.

このように「社会的企業」と「地域再生」は不可分の関係にあるのだが、社会的企業の地域再生のおける最大の役割は、「企業」という言葉からもわかるように、「雇用の創出」にあることは間違いない。この「企業」の従業員の雇用形態について、あるいは主要な収入源が政府補助金か事業収益なのか、といった点については、EMESの定義する「労働統合型社会的企業(work integration social enterprise, WISE)」の概念が有効であろう。ドゥ

フルニとニッセンは、以下のように大きく4タイプに分類している.

①恒久的な「助成金」に支えられて雇用を提供 するタイプ(具体的には障害者への保護雇用を提 供)②労働市場で不利な立場の人たちに中期的に 安定した職を提供するタイプ (英国のコミュニ ティ・ビジネスやソーシャル・ファームが具体例 で、他のタイプよりも採算性の圧力が強いもの) ③生産活動を通じて人々を(再)社会化すること を目的とするタイプ (精神的、社会的に深刻な問 題を抱える労働者や障害者を対象とし、 ボラン ティア活動も重要) ④過渡的雇用を提供するタイ プ(WISE 最大のグループであり、フランスの職 業参入企業など主流の労働市場へ労働者を早期に 再統合することを目的) (Defourny and Nyssens. 2006: 13-16)、もちろん、複数のタイプの特徴を 持つ企業もあるため、あくまで一定の目安ではあ る. 英国政府の定義自体が曖昧であるため. 上記 の分類だけでは不十分な点はある. とはいえ. ヨーロッパにおける社会的企業研究の中心的グ ループの成果であるだけに、一つの基準として活 用することは可能であろう.

もちろん、地域再生の解決策が雇用創出にのみ 還元されるわけではないが、 さりとて無視できる ものではないことも明らかであろう. この社会的 企業による地域再生、そしてその必然的な帰結と しての地域における雇用創出を扱った先行研究 は、わが国においてもすでに存在する(中川、 2007; 西山・西山、2008). また、社会的企業も含 む「サードセクター」による雇用創出などの諸活 動が、社会的紐帯の回復という地域社会にもたら す効果(社会的ハロー効果)の意義を説く研究も ある (リピエッツ, 2011)<sup>5)</sup>, この点について, 英 国では社会的企業の拡大という事実もある. たと えば、社会的企業の中間支援組織 SEUK (Social Enterprise UK, 旧称 Social Enterprise Coalition) のデータでは、社会的企業は約6万2.000社、生 産高は240億ポンド以上,約80万人を雇用となっ ている (SEC, 2009)<sup>6</sup>. 無視できる規模とは言え

ないであろう。

そして、これは社会的企業側の努力というだけ にとどまらず, 英国政府も社会的企業育成策を打 ち出していた.「社会的企業行動計画」(Cabinet Office, 2006, 2007) では、①社会的企業文化の醸 成②正確な情報と助言の入手③資金調達④政府と の協働の4点をポイントとして掲げたのである. 具体的には、社会起業家(後述)として成功を収 めた人物が啓蒙活動を行う「社会的企業大使」の 任命(①に該当)で、社会的企業の支援組織への財 政援助を目的とする「キャパシティビルダー (Capacitybuilders)」(②), 中小企業の経営支援 を目的とする公的ネットワークである「ビジネス リンク (Business Link)」での社会的企業への情 報提供(②)があげられる。資金調達や政府との 協働の点について、公共サービス供給の能力向上 に努めている団体に融資や助成金を提供する投資 プログラム「フューチャービルダー (Futurebuilders)」(③), 社会的企業の要望を政 府に伝えるのに有効な中心的な中間支援組織との パートナー関係の構築(④)などがあった(詳細 は、Cabinet Office、2007; ジョンソン、2009:133; 鈴木、2009:6-8; 三菱 UFJ リサーチ & コンサル ティング、2010).

さらに、社会的企業に関する法的整備も進められた。コミュニティ利益会社(Community Interest Company、CIC)という新たな法人格が創設されたのである。このタイプの特徴は、①アセット・ロック(資産の散逸防止)②CIC 監察局による査察の2点があげられる。①について、CIC は株式を発行して株主への利益分配は可能とされるが、上限が設けられており、また資産はコミュニティの利益のためにあるとされているため、資産譲渡に制限があるというものである。社会的企業の「社会性」に則した規定と言える。また②だが、CIC としての認証を得るには、監察局にコミュニティの利益にかなう企業と判定されなければならない、というものである(内閣府、2009:155)。そのほかの形態としては、有限責任

会社 (LLC),協同組合,有限責任パートナーシップ (LLP),公益法人組織 (CIO) といったものがある (Department of Health, 2007:5-7)<sup>8)</sup>.

そのほか、社会的企業の設立、運営に携わり、 社会問題の解決に取り組む「社会起業家」につい ては、実践事例から概念化を提唱したものとして レッドビーターの研究があげられる(Leadbeater, 1997: 27-52). 彼は, 教会で保育所を開設し, コミュニティに開放する事業を興した The Bromley by Bow Centre (ロンドン) の A. モーソ ン、閉鎖の危機から優れた HIV (エイズ) 治療の 病院となった The Mildmay Mission Hospital (ロ ンドン) の H. テイラー=トンプソン. 薬物治療 を行う Kaleidoscope (ロンドン) の E. ブレーク ボロー, 非行防止を兼ねた若者へのスポーツ奨励 事業を行う The Youth Charter for Sport (マン チェスター) の G. トンプソン, 貧困地域における 住宅建設によって地域再生事業を展開する The Eldonians (リヴァプール) のトニー・マクガンの 5人を代表的な社会起業家としてあげている。 彼ら社会起業家の活動が、地域再生や雇用の創出 に一役買っていることは間違いない.

このように、社会的企業の成長、政府によるさまざまな育成策、社会起業家の実践事例を踏まるならば、英国には豊富な事例が存在すると言える。また、社会的企業の存在とその成長が、地域再生とは密接不可分な関係にあることも指摘できた。とはいえ、地域再生については英国における定義を紹介しただけであり、英国の社会的企業と地域再生の関係性からどのような示唆が得られるのか、という点については不明瞭な部分はあると考える。そこで次章では、英国政府による地域再生事業そのものと最終評価報告書を紹介し、その中に社会的企業をどのように位置づけることができるのかを検討することとする。

### 3. 英国地域再生の評価と社会的企業―何を 達成したのか

本章では、まず前労働党政権時代に実施された 地域再生政策を概観する。もちろん、同政権以前 にもさまざまな地域再生政策は実施されている が、本論では焦点を絞るため、1997 年発足のブレ ア政権以降を取り上げる<sup>10</sup>.

#### 3.1. 地域再生事業とその評価

前労働党政権は13年に及ぶ長期政権である. 政権全期間の関連事業をただ紹介するだけでは, 論点が不明確になる恐れがある. そこで本論で は,まずはその嚆矢となる事業であり,かつ前労 働党政権の地域再生政策の特徴を,その内実の変 化も含めて体現しているNDCに焦点を当てる.

NDCは、英国政府がデプリベーション指数を用いてイングランドにおける最貧困の39地域に補助金を投入し、地域の公共サービス、具体的には失業、健康、犯罪、教育、住宅の改善を図るものであった<sup>111</sup>. 補助金の交付に際しては、公共セクターや営利、非営利の民間セクター、投票で選ばれた住民代表で構成されるパートナーシップ組織の結成が義務づけられた。1998年から事業が始まり、各39地区に10年間で約3,500万から6,000万ポンド、総額約20億ポンドという資金が投入されたものであった。

NDC はその後、前労働党政権における地域再生事業のある種の原型となった。たとえば、サービス供給の決定過程に各セクターが参加するというガバナンスのスタイル、そして補助金交付の対象となる基準として、政府が定めたデプリベーション指数(2000 年度以降は複合的デプリベーション指数(Index of Multiple Deprivation, IMD)という名称を採用)の活用である<sup>12)</sup>. NDC 以後、複数の地域再生事業が実施されたが、代表的なものとしては 2001 年に開始した貧困地域を抱える地方自治体を対象とする「近隣地域再生資金(Neighbourhood Renewal Fund, NRF)」があげら

れるであろう。初年度で88の地方自治体に総額2億ポンドが交付されたものであるが、このNRFを受けるには地域戦略パートナーシップ(Local Strategic Partnership, LSP)という組織の設置が必須であった。この事業では、貧困対策や犯罪の減少、健康や教育面での不平等の是正といったことが目的とされた。交付を受けた自治体は、政府の定めた数値目標の達成を求められており、いわゆる目標・成果管理に服すことになっていた<sup>13)</sup>

LSP は貧困地域を抱える地方自治体に設置を限定されたわけではないため、その後、イングランド全域で設置されることになる。つまり、全国レベルの貧困・社会問題がメインの「地域再生」が主眼である自治体と、各自治体内における近隣地域間の格差是正というより一般的な「地域」の問題に取り組む自治体が併存する状況になったということである。

NDC は時限プログラムであるため、政権交代 直前に政府は最終報告書を公表している (DCLG, 2010). 以下、簡潔に見ておく.

政府自身は、NDCを過去の地域再生事業と同じ流れにあるとしながらも、画期的な点として、少ない財源をばら撒くのではなく集中的に投下し、対象地域の人口も9,900人で調整、施策の期限も10年と長期間に設定したことをあげていた(para. 1.4.). この長期間の事業であることを生かして、最終報告書では2002年と2008年の状況を比較したのである.

NDCの評価指標について、政府は6つの分野を設定し、それを「地域」に関するアウトカム(犯罪、コミュニティ、住宅)と「住民」に関するアウトカム(教育、健康、非就業)に分類した。そして各分野に6つずつの合計36の指標を用いて、経時的な変化が測定されたのである。たとえば、失業率が低下すれば「非就業」の分野での好ましい変化、地区からの移動希望者が増加した場合は「住宅」分野での好ましくない変化として評価された<sup>14</sup>、全体的な状況としては、36指標のうち32

で改善を示した<sup>15</sup>. 39 の NDC 全体で見る限り, 経時的にはおおむね好ましい変化が生じたということになる (para. 3.2). NDC に選定されなかった貧困地域を「比較測定地域」とし、それらの地域と NDC との変化も調査している. 比較可能な34 指標のうち21 指標では、NDC の方がより好ましい変化を示していた. ただ、「教育」分野のいくつかの指標では比較測定地域が上回っており、分野によっては巨額の資金を投入した NDC の方が芳しくない結果となった (para. 3.7-3.8).

全体として、「犯罪」「住宅」「コミュニティ」という「地域」関連のアウトカムで顕著な改善が見られた.これは、地域の環境の改善、犯罪防止のための巡視員の活用などといった対策は、短期間で成果が確認できる性質であると考えられた.一方、「教育」「非就業」「健康」という「住民」関連のアウトカムはさほどでもなく、これは、好ましい影響が出てくるまで比較的時間がかかる性質であることが考えられた.結論としては、地域再生計画を立案する際は実現可能な目標を設定することが前提であり、「地域」関連のアウトカムの方が好ましい成果を残した点を重視しつつも、「住民」関連のアウトカム改善にも取り組まなければならないため、優先順位づけに留意すべきとした(para、4.2-4.9).

次にNDCとLSPとの関係性であるが、これは、地域再生計画を立案する際に、基礎自治体と域内の近隣地域のパートナーシップ組織の関係をどのように整理するのかという問題につながるものであろう。この点について政府は、NDCはその事業を実施しやすくするためにLSPに参画すべきであるとし、LSPはNDCの持つ地域の知を生かすべきとした(DCLG、2008c:40-42)。同様に、地方自治体との関係改善によってLSPにNDCの経験が広まり、さらにNDCで実施されている事業が所属自治体の他地域へ拡大したと最終報告書は評価している(DCLG、2010:para.3.15-3.16)。地域再生事業のオリジナルであるNDCは、後発のLSPに発展的に組み込まれたと

政府は判断したと言えるであろう。

#### 3.2. 本論における評価

では、この一連の政府報告書の評価について、 どのように評価すればよいのであろうか.

まず、「地域再生」に込められた2つの政策目標から検討することにする。デイビソン (2010:64) は、前労働党政権の「地域再生」には当初、「参加」と「効率」という2つの目標があったと指摘する。ここで言う「参加」が意思決定過程への住民参加であり、「効率」が公共サービスの供給における効率的、効果的な運営を意味していることは明らかであろう。つまり、地域再生事業のオリジナルであるNDCは、公共サービスの供給改善(「効率」)だけでなく、公選の住民代表をパートナーシップ組織に加えた点(「参加」)を目指した事業であったと解釈できるのである。

ここで LSP の構造に簡単に触れると、公民の セクター代表. 地方議員などで LSP は構成され ており、NDC にはあった住民代表は含まれてい ないのである. つまり、LSP 導入後は前労働党政 権が地域再生において掲げた「参加」と「効率」 の目標のうち、「参加」の側面が弱くなったのは住 民代表が含まれていない点からも明らかであろ う. 地方自治体を設置基準にしているため. たし かに住民の能力や負担の問題はある.しかし.こ のように考えるのならば、NRF の導入、それに伴 う LSP の設置という一連の流れは、むしろ「効率」 あるいは「マネジメント」の側面が強調されるよ うになったと表れと言えるであろう. しかも, 上 述したように LSP に NDC が発展的に組み込ま れたという政府の認識を考えれば、地域再生事業 の旗手といえる存在は、2000 年代半ばには NDC ではなく LSP に移ったと判断できる (Beatty, et al., 2010: 242).

もちろん,投入した資金を効率的,効果的に地域における公共サービスの改善につなげることは 当然である.そのために,パートナーシップのあり方. 圏域設定の適切さを再検討することも間違 いではない、とはいえ、中央政府のNDCに代表される当初の「参加」も重視したエリア基盤型事業(Area-Based Initiatives, ABI)への熱意は時間とともに失われ、新しい事業に、それも「地域マネジアリズム」型のABIへという流れがあるとの指摘には注意すべきであろう。「自分たちのお金だ、好きに使える」(NDCの住民代表)、「コミュニティの資金」だったものが、後には中央政府の定めたアウトカムに優先的に投入されるように変化したというわけである(Beatty, et al., 2010:246-247)。この「コミュニティの資金の使い方を住民で決める」という流れは、むしろ2008年の政府地方自治白書で強調された「参加型予算」へ向かったと言える(DCLG, 2008b: para. 4.16-4.20)。

以上をまとめるならば、前労働党政権における地域再生事業は、NDC に関しては格差是正という最優先課題については一定の成果、とりわけ「地域」関連のアウトカムについてはあったと判断できる。しかし、参加と効率という NDC のような包括型の「地域再生」事業に込められた当初の2つの目標については、次第に「効率」重視へと傾斜し、「参加」は異なる政策言説、たとえば参加型予算に見られる参加型民主主義の文脈で語られることになったと考えられる。

#### 3.3. 社会的企業との関係

本章の最後に、「地域再生」と「社会的企業」の 関係性を英国政府の政策の脈絡からまとめてお く.

1節で触れたように、NDCでは「住民」関連のアウトカムである「非就業」の分野は、「地域」関連のアウトカムほど劇的には改善していない。もちろん、職業の斡旋や相談といった対象となる住民へのきめ細やかなサポートは、近隣地域レベルでこそ対応すべきであろう。しかし、地域経済の回復、住民のニーズを満たすような雇用の増加といった点については、NDCが属する地方自治体や広域行政圏など、近隣地域とは異なる層で対処すべき課題ともいえる。つまり、圏域や対象な

どに従って施策や事業を組み合わせることが肝要 となる.

繰り返しになるが、社会的企業は理念的には地域における「雇用の創出」において重要な役割を担っている。すでに述べたが、社会的企業はその多くが近隣地域に存在しているわけであるから、彼らの活動はもっとも住民にとって身近なところで「雇用の創出」のかかわっていることになる。とはいえ、彼らだけですべての雇用のニーズを満たすことは難しい。職業訓練の機会や、一般的な労働市場への移行的な雇用、いわゆる媒介労働市場(Internal Labour Market)会社、あるいは福祉的な就労の提供が中心的な役割となる(DCLG、2009:50).

従来型の安定した雇用に直結しているわけではないため、社会的企業の役割に限界があるとの指摘は成り立つ。しかし、上述したように圏域や対象に応じた施策や事業を行うのであれば、近隣地域レベルでの非就業問題に対して、社会的企業に積極的な意義を見出すことはできる。非就業者に労働などを通じて地域社会とのつながりを、つまり社会との絆を確認してもらうということが主眼になる。これは、リピエッツの唱える「社会的ハロー効果」そのものであろう。

また 2 節で指摘したが、地域再生の含意が「参加」と「効率」の両立から、「効率」重視へ傾斜したという流れは、2000 年代半ばには政府が社会的企業の育成、推進を明確に打ち出した時期と重ね合わせると一つの解釈が成立しうる<sup>160</sup>. それは、効率性や生産性への配慮を伴う社会的企業の「事業性」が、政府にとって地域再生の注目すべき新たなパートナーとしての積極的な意味づけにつながったと言いうる、というものである。言い換えれば、効率性と社会性を兼ね備えた事業体である「社会的企業」を前面に押し出すことで、公共サービスの強力な担い手に育成しようと試みたともいえる。これはあくまで一つの解釈である。しかし、政権を引き継いだ保守党と自民党の連立政権が、さらなる効率重視を主張するなか、社会的企

業の活用に積極的な姿勢を崩していないことを考えるのならば、党派を超えて暗黙の裡に合意した政策言説(その内実に異なる点はあるにしても)と捉えることは可能であろう.

最後に、社会的企業と地域再生の関係性そのも のであるが、両者が相補的なものであることは間 違いない. しかし. 英国政府が地域再生を国家戦 略として打ち出したことによって、地域再生の現 場において社会的企業が活動する空間が広がった と考えることができるのではないだろうか、たし かに. 地域の社会的紐帯の回復に社会的企業が果 たす役割は大きい. 事実, 疲弊し切った地域で活 動した個々の社会起業家、社会的企業の成功例は 複数ある (Leadbeater, 1997). だが、初期条件がよ り好ましいものであれば、社会起業家、社会的企業 も参入しやすいはずである。地域の社会関係資本 もより有効に活用できるであろう. つまり、地域 再生を個々の地域、自治体、社会起業家に任せる のではなく、政府が対処しなければならない社会 問題として捉える必要があるということである. 地域再生政策は、社会的企業の活動の素地をつく る「条件整備」の施策と評価できると考える.

# 4. 社会的企業の具体例―中間支援組織の活動から

前章では、社会的企業が政府に利用される受け 身な存在であるかのような、いささかネガティブ な論じ方になった面は否めない。しかし、それは 英国政府の地域再生政策という枠内で見た場合で あり、社会的企業(あるいはサードセクター)の 側が政府の思惑を超えて自らの存在意義を高める 絶好の機会と捉えていることは十分に考えられ る。本章では、社会的企業の中間支援組織の活動 を簡潔に紹介し、彼らの現状を把握しておきたい。

# 4.1. ソーシャル・エンタープライズ・ロンドン (Social Enterprise London, SEL)

SEL は、わが国でもすでに紹介されている組織

であるが、社会的企業の中間支援組織として代表的な存在であるため、改めて触れておきたい<sup>17)</sup>.

SEL は 1998 年に設立され、2006 年に CIC に登録した組織である。2章で触れたように、CIC とは 2005 年に導入された新しい企業形態であり、社会的企業の設立促進が目的のものである。SEL 自身がその形態を取っているということである。SEL によると、2010 年段階で約 4,000 社ということである。

SEL は、英国最大の社会的企業のネットワーク 組織 (メンバーは2,400) であり、ロンドンの約 3.400 の社会的企業への相談支援事業が中心であ る. なお. 年次報告書によると. 年間売上高は 2009 年度で約 204 万ポンド、その内訳は補助金が 大半であり、主なものはロンドン開発エージェン シー (London Development Agency) が約 41%. ロンドン協議会 (London Council)<sup>18)</sup> が約 24%と なっている (SEL. 2011). SEL の支援事業だが. 起業支援や監査法人といった組織との研修会を通 じた経営スキルの向上などがあげられる. たとえ ば、リスク・マネジメントや組織のガバナンス、 コミッショニングの契約にかかわる対応などであ る. 従業員 10 人以下, 売上も 50 万ポンド以下と いった大半が中小企業にあてはまる社会的企業 は、当然ながら交渉スキルに乏しいわけで、契約 の問題への助言などは有効であろう.

そのほか、パートナーシップを結んだ団体と協働で社会的企業に関心を寄せる個人や組織をサポートする起業支援や事業への助言に関するプログラムもある(たとえば、Social Enterprise: Transforming the Lives of Londoners というロンドン全域を対象とした120万ポンドのプログラム)。同様に、社会的企業が金融機関から融資を受ける際にも相談に応じている。また地方自治体との連携を進めており、自治体が社会的企業を積極活用できるようサポートにも取り組んでいる。SEL自体も相談事業や仲介業務だけでなく、若年失業者(18-24歳)に社会的企業への雇用を提供するプログラム「ロンドン・フューチャー500」の

運営主体となっている<sup>19)</sup>. これは、雇用・年金省の基金 (Future Jobs Fund) によるものである.

さらに中央政府や地方自治体へのロビー活動も 積極的に行っており、中間支援組織として十分に 活動していることは間違いない。もちろん、SEL 側も相応の自信を持っており、2000年代半ば以降 の状況を新たな発展の機会と捉えている。今後、 政権交代の影響も出てくる可能性はあるが、現状 を考えれば社会的企業の中間支援組織として確た る地位を築いていると言える。

#### 4.2. b-inspired

次に、イングランド中部のレスター市ブラウンストーン(Braunstone)地区にある b-inspired を取り上げる $^{20}$ ). この組織は、同地区の NDC パートナーシップ組織、ブラウンストーン・コミュニティ・アソシエーション(Braunstone Community Association, BCA)が、NDC 終了後も活動を継続するために 2009 年夏に社会的企業に転換したものである(BCA, 2009). 現在、チャリティ団体のブラウンストーン・ファンデーションの事業部門として活動している.

NDCのパートナーシップ組織が社会的企業へ転換することは、プログラム終了後の事業継続にとって重要なポイントと考えられていた。地域の根深い問題は、10年の事業で解決に至るほど簡単ではないため、事業終了後も取り組む必要があったからである。BCA はその点を理解して行動したのであった(DCLG、2008c: 38-39)。また、政府も各NDCが社会的企業に転換し、事業終了後も活動を継続することを期待していた。事実、政府報告書において、各NDCの社会的企業への転換の動きをまとめており、NDCの後継戦略として関心を寄せていたことがうかがえる(NDC、2008d: 29-31)。

では、その b-inspired の実際の活動である. 彼らは、以下の5つのサービスを住民に提供することを打ち出している $^{21}$ .

① b-working 地域住民への就労支援

- ② b-enterprising 地域住民による起業の支援 (社会的企業も含む)
- ③ b-active 地域住民の健康やウェルビーイン グの改善
- ④ b-creative 学校や芸術家と連携することで 地域住民(子どもを含む)の創造性の向上
- ⑤ b-connected 地域におけるグループ活動や イベントに関する情報提供

すべてではないが、NDCの重点分野と重複していることがわかるであろう。とりわけ、①と②はまさに「非就業」分野に該当する問題であり、社会的企業としても最重要の課題である。このように、b-inspired が NDC の後継事業体として、また社会的企業として地域再生事業に取り組んでいることがわかるであろう。もちろん、b-inspiredに限らず、NDC からの社会的企業への転換組織が、今後も無事に事業を継続できるのかは現在のところ見守るしかない。この点については、今後の検討課題と考える。

# 5. むすびにかえて—英国の経験から何を得るのか

本論の目的は、英国における地域再生政策と社会的企業のかかわりから、わが国にはどのような示唆が得られるのかを検討することであった.

2章でも触れたように、まずは「地域再生」をより幅広い角度から捉えなおす必要があると考える. 地域経済の停滞、地域社会の絆の衰退、教育水準、まちづくり、少子高齢化対策など、もちろん個別では十分に対策されているであろうし、すでに地域福祉の分野として横断的に取り組まれている課題もある. ここからもう一歩進めて、貧困や地域間格差といった問題を含めて英国流に近い「地域再生」として取り組んではどうか、ということである. そして実効性を高めるためにも、各地の自助努力だけに任せるのではなく、国家戦略として扱われるべきであろう.

とはいえ. 英国も当初から完成された形で政策

を実施したわけではない. 3章で触れたように、 圏域や対象によって政策効果が異なる点、参加と 効率の両立の問題は、つねに検討され、政策の方 向性や事業の形態そのものに影響を与えることと なった. どのように政策を組み合わせるのかは、 わが国にとっても十分に参考となるであろう. 包 括的な施策にありがちな、どの課題にも中途半端 な対応しかできない状況を避けることは重要であ ると考える.

また、社会的企業・社会起業、ソーシャルビジネスなど、こちらも経済産業省をはじめ、政府や民間などでさまざまに取り組まれている。これらの動きに「地域再生」は当然視野に入っているが、国家戦略としての「地域再生」と組み合わさることでより効果を高めることができるのではないだろうか。つまり、3章で評価したように、地域再生政策を社会的企業の活動にとっての「条件整備」の施策として積極的に展開すれば、育成策としての効果を高める可能性があるということである。この点に関して言えば、英国の経験は、ある一定の道筋を示したものと言えるであろう。これは、わが国にとって示唆に富むものである。

政府が十分に対応できていない問題や社会の変化に伴って生じた新たな問題は、「ある種の無主の地」で「居心地の悪い場所」である. しかし、そこは社会的企業が自ら、そして望まれて赴く場所でもある. そして「無主の地」であるからこそ、社会的企業は革新性をもって問題に対処し、この地にいる人々に、つまり社会問題に苦しむ人々に必要なサービスを提供するのである(Leadbeater, 2002: 4). ここでさらに、政府が「条件整備」を行うのであれば、より大きな成果が望めるはずである.

#### 注

1) 本論ではイングランド地域に限定する. 現在の 英国では, 国内諸制度がイングランド, スコット ランド, ウェールズ, 北アイルランドの各地域で 異なることが多いからである. 地域再生関連の 諸政策も同様である.

- 2) 本論の「地域再生」の原語は、すべて 'regeneration' である. 英国の文脈に即して、地域の抱えるさまざまな社会問題への対策という定義を紹介しているものとして、たとえば自治体国際化協会 (2004:1) もあげられる. 同レポートでは、英国での定義に若干修正を施して、地域再生を「地域 (area)、主に都市地域 (urban area) が抱える諸問題を解決に導くとともに、変化の影響を受けやすい地域経済、社会及び環境面における諸条件を長期的視点で改善することを目的として実施される総合的かつ統一された計画又は行政活動」としている.
- 3) 近隣地域とは、人口1,000人から1万人程度の基 礎自治体内の小地域のことである.
- 4) 基礎自治体あるいは基礎自治体内の近隣地域の おけるガバナンスの議論については、山本, 2009, および 2010 を参照されたい.
- 5) 訳者解説において、井上は「社会的ハロー効果| を次のようにまとめている。 いささか長いが引 用しておく.「……社会的需要とは何か.介護, 福祉,健康に始まって、都市環境整備、街並みの 整備など、……いずれも強い地域性を有する需要 である. 高失業率が存在する地域では、失業者に とり有益な職業教育を実施することも新たな需 要の充足になる. ……結局, サードセクターが取 り扱うのは、社会的な絆の再建である。 ……サー ドセクターのもつ「社会的ハロー効果」とは、こ の社会的な絆を意味しているからこそ. 極めて重 要な概念 | というものである (リピエッツ. 2011: 281). なお,「ハロー効果」とは,「ある人が一つ の面で優れていると、その人が他の面でも優れて いるとみなす傾向、光背効果」というものである (広辞苑第六版より).
- 6) SEUK のホームページも参照. http://www.socialenterprise.org.uk/pages/aboutsocial-enterprise.html (2011/8/19 アクセス) なお、基礎データは Annual Survey of Small Business UK の 2005-2007 年データである.
- 7) 2007 年段階で 35 名 (Cabinet Office, 2007), 現在は 29 名となっている. 現役「大使」はホームページから確認できる. なお、「ビッグイシュー」の創設者, J. バードも「大使」を務めている. http://socialenterpriseambassadors.org.uk/ambassadors (2011/8/19 アクセス)
- 8) 有限責任会社 (LLC) とは、有限責任株式会社あ るいは保証有限責任会社のどちらかの形態を取

るものである.後者は、株主がおらず、社員(メンバー)が会社の責任を負担するのを保証する形態である.

協同組合としては、産業・共済組合があげられる. これには、次の2つの主要なタイプがある. ①構成員の相互利益のために運営され、通常、サービスや設備を改善するために余剰金を組織に再投資するタイプ②コミュニティにサービスを提供するコミュニティ組合のタイプ. である.

有限責任パートナーシップ(LLP)とは、標準的なパートナーシップ組織の特徴を多く共有しているが、通常のパートナーシップとは異なるものである。また LLP 自体は負債に責任を持つが、個々のパートナーには責任がないというものである。

公益法人組織(CIO)は、登録チャリティにのみ適応する法的形態である。CIO の構成員と運営者は、彼らの組織の財務上の責任から保護されている。CIO と取引をする機関にとっては、クレジットリスクの評価が容易であり、当該機関及び取引機関の双方にとって利益をもたらすというものである。

なお, 英国保健省の資料 (Department of Health, 2007) 以外に, N. ジョンソン氏 (ポーツマス大学 名誉教授) の講演会 「英国の社会的企業」 (関西学院大学人間福祉学部主催, 日本地域福祉学会後援) (2010年11月21日, 関西学院大学梅田キャンパスにて開催) の講演原稿および当日配布資料(訳文) も参照した. 筆者も講演原稿の翻訳を担当している.

- 9) The Bromley by Bow Centre と The Eldonians については、西山ら、2008、8章および9章でも紹介してあるので参照されたい.
- 10)たとえば、1960年代末には当時の労働党政権で 貧困地域の再生を狙った「コミュニティ開発プロ ジェクト(Community Development Projects)」 が実施されている。1970年代には「アーバン事業(Urban Programme)」、1979年以降の保守党 政権時代にもさまざまな地域再生(主に都市部) に関する事業が実施されている。1990年代には、 5つの省庁にまたがっていた20の地域再生関連 予算を統合した「単一地域再生予算(Single Regeneration Budget)」も導入されていた。これら の諸施策の流れについては、自治体国際化協会、 2004、第1章を参照されたい。また、単一地域再 生予算の内容については、山本、2004、も詳しい。
- 11)デプリベーションとは、「人々が生活資源を奪わ

れた「状態」とそこから生じる閉塞感という「感情」によって構成される貧困概念」であり、「所得の多寡といった単一の基準にのみ依拠するものではない」。そして、「調査対象者が属する社会において通常は入手できる……食事、衣服、住環境、教育、労働条件など複数の生活資源の有無や水準について測定するもの」である(Townsend、1979: 413:八木橋、2010:19)。

- 12) IMD の詳細については, 八木橋, 2010, を参照されたい.
- 13) LSP と NRF の関係やそれぞれの構造, 施策の評価などについては, 山本, 2009 の 6 章および 7 章, 金川, 2008 の 8 章および 9 章が詳しいので参照されたい.
- 14) これらの36 指標については、DCLG, 2008a, ch. 2 において一覧表が掲載されているので参照されたい、なお、同報告書は2002年と2006年における変化についての中間評価ともなっているため、2006年時点での変化を確認できる。
- 15) 好ましくない変化があったものとしては、資力調査付き給付金の受給者(「非就業」分野)、1日に20分の運動をしない者の比率(「健康」分野)の2つの指標が該当した。
- 16) 前労働党政権下での社会的企業の育成方針,中央政府における組織改革の動きなどは,ジョンソン,2009, DCLG,2009,pp.50-53,を参照されたい。
- 17) なお、筆者も 2010 年 8 月 25 日に、科学研究費補助金「都市における貧困とネイバーフッド・ガバナンスに関する日英研究(基盤研究 C)」の英国調査メンバーの一員として SEL を訪問した、対応者は、ビジネス・リサーチ・マネージャーのメイ・イー・ホイ (Mei Yee Hui) 氏である.
- 18) ロンドンの 32 のバラ (特別区) とシティ・オブ・ロンドン, ロンドン警視庁, ロンドン消防局の協議機関のことである.
- 19) 詳細については、次のアドレスから参照されたい. http://future500.co.uk/(2011/8/1アクセス)
- 20) 筆者は、科学研究費補助金「英国都市再生とネイバーフッド・ガバナンスインクルージョンへの新しい意思決定構造(基盤研究 C)」の英国調査メンバーとともに、2008 年 9 月 8 日にレスター市のデュ・モンフル大学ローカル・ガバナンス研究所を表敬訪問している。その後、同ユニットのV. ラウンズ教授(当時)、C. デュロース研究員を日本に招聘、公開講演会および研究会を開催した(ラウンズ教授は 2010 年 1 月、デュロース研究員

- は2009年3月に訪日).
- 21) 詳細は同組織のホームページを参照されたい. http://www.b-inspired.org.uk/index.html (2011/8/1 アクセス)

#### 参考文献

- Beatty, C., Foden, M., Lawless, P. and Wilson, I. (2010) "Area-based regeneration partnerships and the role of central government: the New Deal for Communities prgramme in England", *Policy and Politics*, Vol. 38, No. 2, pp. 235–251.
- Braunstone Community Association (BCA) (2009) BCA Annual Report & Accounts 2008-09.
- Cabinet Office (2006) Social Enterprise Action Plan: Scaling new heights.
- Cabinet Office (2007) Social Enterprise Action Plan:
  One Year On.
- Davison, R. (2010) "Speke: a view of regeneration in a localized third sector setting", *Social Enterprise Journal*, Vol. 6, No. 1, pp. 59–79.
- Defourny, J. and Nyssens, M. (2006) "Defining social enterprise", in Nyssens, M. (ed.) Social Enterprise: At the crossroads of markets, public polices and civil society, Routledge, pp. 3–26.
- Department for Communities and Local Government (DCLG) (2007) Third Sector Strategy for Communities and Local Government.
- DCLG (2008a) New Deal for Communities: A Synthesis of New Programme Wide Evidence: 2006–07, NDC National Evaluation Phase 2-Research Report 39.
- DCLG (2008b) Communities in control: Real people, real power.
- DCLG (2008c) Working with Local Strategic Partnerships and Local Area Agreements: Some Lessons from the New Deal for Communities Programme.
- DCLG (2008d) Delivering Succession Strategies: Some lessons from the New Deal for Communities Programme.
- DCLG (2009) Tackling Worklessness: A Review of the contribution and role of English local authorities and partnerships, Final Report.
- DCLG (2010) The New Deal for Communities Experience: A final assessment, The New Deal for Communities Evaluation-Final Report, Vol. 7.
- Department of Health (2007) Welcoming Social En-

- terprise into Health and Social Care: A Resource Pack for social Enterprise Providers and Commissioners.
- Leadbeater, C. (1997) The rise of the social entrepreneur, DEMOS.
- Leadbeater, C. (2002) "Life in no man's land", in *New Statesman: Special supplement, Social Enter-prise*, 3 June 2002, pp. 2-4.
- Osborn, S. (2008) "Key issues for the third sector in Europe", in Osborn, S. (ed.) *The Third Sector in Europe: Prospects and challenge*, Routledge, pp. 3–5.
- Peattie, K and Morley, A. (2008) Social Enterprises: Diversity and Dynamics, Contexts and Contributions, Social Enterprise Coalition (SEC).
- Ridley-Duff, R. and Bull, M. (2011) *Understanding Social Enterprise: Theory and Practice*, SAGE.
- Social Enterprise London (SEL) (2011) Annual Review 2011: Inspiring business, inspiring communities.
- SEC (2009) State of Social Enterprise Survey 2009.
- Townsend, P., 1979, Poverty in the United Kingdom:
  A Survey of Household Resources and Standards
  of Living, Penguin Books.
- 大沢真理(2011)「危機の時代と社会的経済」大沢真理編『社会的経済が拓く未来』、ミネルヴァ書房、1-10ページ。
- 金川幸司(2008) 『協働型ガバナンスと NPO―イギリスのパートナーシップ政策を事例として―』, 晃洋書房.
- 経済協力開発機構 (OECD) (連合総合生活開発研究 所訳) (2010) 『社会的企業の主流化―「新しい公 共」の担い手として』, 明石書店.
- 坂本忠次(2010)「わが国社会的企業等に関する一考察」『関西福祉大学社会福祉学部 研究紀要』,第 13号、147-154ページ。
- 自治体国際化協会(2004)「英国の地域再生政策」, クレアレポート, 第253号.
- N. ジョンソン (陳礼美・八木橋慶一訳) (2009) 「英国の社会企業」『人間福祉学研究』, 第2巻第1号, 関西学院大学人間福祉学部研究会, 119-141ページ.
- 鈴木正明(2009)「英国のソーシャルエンタープライズ一日本の社会的企業育成への示唆を探る一」 『日本政策金融公庫論集』,第3号,1-24ページ.
- 塚本一郎(2008)「キーパーソンに聞く:非営利セク ターの新しいモデルとしての社会的企業一日本,

- イギリス, アメリカの比較」『自治体チャンネル』, 第112号、三菱総合研究所、10-13ページ、
- 内閣府政策統括官(共生社会政策担当)(2009)「英国 の青少年育成施策の推進体制等に関する調査報 告書」.
- 中川雄一郎(2007)『社会的企業とコミュニティの再生一イギリスでの試みに学ぶ(第2版)』,大月書店
- 西山康雄・西山八重子 (2008)『イギリスのガバナンス型まちづくり一社会的企業による都市再生』,学芸出版社.
- 橋本理 (2009)「社会的企業論の現状と課題」『市政研究』,第162号,大阪市政調査会,130-159ページ.
- 藤井敦史(2010)「「社会的企」業とは何か」原田晃樹・藤井敦史・松井真理子『NPO 再構築への道―パートナーシップを支える仕組み』, 勁草書房, 103-123ページ.
- C. ボルザガ・J. ドゥフルニ編(内山哲朗・石塚秀雄・柳沢敏勝訳)(2004)『社会的企業―雇用・福祉の EU サードセクター』, 日本経済評論社.
- 三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング (2010)「非営 利セクター・社会的企業の雇用等について」。厚

- 生労働省雇用政策研究会(第6回配布資料4)(2010年4月16日).
- 八木橋慶一(2008)「イギリスにおける「ネイバーフッド・ガバナンス」構築に向けた動き―住民参画の意義と課題―」『阪南論集:社会科学編』,第44巻第1号、37-49ページ.
- 八木橋慶一 (2010)「英国における貧困の測定指数(シリーズ:ネイバーフッド・ガバナンスと地域再生 一日英の脈絡・第2回)」『賃金と社会保障』,第 1516号、旬報社、18-24ページ、
- 山本隆 (2004)「イギリスの地域福祉と計画―費用負担の視点から―」『立命館産業社会論集』,第40巻第1号,27-46ページ.
- 山本隆 (2009)『ローカル・ガバナンス―福祉政策と協 治の戦略』、ミネルヴァ書房、
- 山本隆 (2010)「英国における貧困と地域再生 (シリーズ:ネイバーフッド・ガバナンスと地域再生―日英の脈絡・第1回)」『賃金と社会保障』,第1516号,旬報社,4-17ページ.
- アラン・リピエッツ(井上泰夫訳)(2011)『サードセクター―「新しい公共」と「新しい経済」』,藤原書店.

### Regeneration policy and Social Enterprise in Britain:

Their significance and challenges in the Labour government, 1997-2010

#### Keiichi Yagihashi

Kinki Health Welfare University

The aim of this paper is to clarify the role played by Social Enterprises in the regeneration policy of the former Labour government. The reason for taking up the English case is that the central government clearly set out a vision of fostering Social Enterprise, and addressed regeneration initiatives as a national strategy. This paper also clarifies how the experience of the Labour government offers many useful lessons for Japan.

We examine the intricate relationship between Social Enterprise and regeneration, and the role of Social Enterprise in job-creation, especially in deprived areas. In regeneration policy, it is important to focus on a critical case, because of the implementation of various projects during the term of office of the previous government. Therefore, this paper analyses the 'New Deal for Communities' initiative, launched in 1998, which had the typical features of the Labour government's regeneration policy: pursuing 'participation' and 'efficiency'. In the early phase, the Labour government aimed at achieving the two above-mentioned policy objectives in deprived areas, but gradually came to focus on 'efficiency' rather than 'participation'. This paper points out how the Labour government made a start in earnest on various initiatives for fostering Social Enterprise, but then leaned towards greater efficiency. Furthermore, we also examine the policy implications of 'participation' and 'efficiency'.

Key words: Social Enterprise, regeneration, employment, Labour Party, New Deal for Communities